

平成 20 年度中小企業・小規模事業対策の拡充強化に対する要望（抜粋）

（平成 19 年 9 月 19 日日本商工会議所）

3. 外国人労働者の受け入れの大幅拡大および研修・技能実習制度の拡充等

（1）外国人労働者の受け入れ拡大

国際競争の激化および少子高齢化の急速な進展の中で、わが国の経済・産業を活性化させ、持続的な成長を維持していくために、外国人労働者の受け入れは重要な戦略の一つであり、特に、以下の事項に重点的に取り組まれたい。

① 専門的・技術的分野における人材の受け入れ拡大

専門的・技術的分野の優れた知識・技能を有する外国人労働者について、在留資格認定要件の緩和や在留期間延長など、制度の見直しや手続きの合理化・簡素化を行われたい。

また、経済連携協定（EPA）に向けた政府間協議において、看護士、介護士等の日本への受け入れについて、日本語および専門分野の能力確保を前提に、受け入れの道を開かれたい。併せて、留学生について、生活環境面を含め、わが国における就職を支援する環境を整備し、人材不足が深刻化している中小企業において、高度外国人材の受入を促進するため、「アジア人財資金構想」を着実に推進されたい。

② わが国で不足が予想される分野における人材の受け入れ拡大

今後、労働力不足が予想される製造、林業、観光、福祉など、わが国の経済社会や国民生活にとって不可欠な産業分野において、一定の管理のもとに外国人労働者を受け入れる制度を創設されたい。全国一律の制度として導入することが著しく困難であるならば、まずは構造改革特区制度を利用し、台湾方式による受け入れ制度の導入を検討されたい。

先に、長勢前法務大臣が私案として、専門的技術的分野以外の分野で一定の管理のもとに外国人が就労する新たな仕組みを提案されたことは評価するものであるが、関係省庁におかれでは、緊密な連携を図り、わが国経済の活力強化の観点から、実効性のある制度となるよう、早急に検討されたい。

（2）研修・技能実習制度の運用緩和・拡充

研修・技能実習制度が適正に実施されるよう制度を見直すとともに、成果が一定水準を満たしている場合の再研修・再技能実習の制度化、受け入れ人数枠の拡大や技能実習移行対象業種の拡大、夜間・深夜における研修の許可、受け入れ手続きの簡素化・迅速化等、近隣諸国および国内企業のニーズに沿った運用緩和・拡充を図られたい。

なお、再技能実習の制度化については、団体受け入れ型、企業受け入れ型のいずれも実施可能となるような制度とされたい。

また、構造改革特区における受け入れ人数枠の規制緩和措置について、その効果を検証し、早急に全国的に規制を緩和されたい。